西 尾 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 日 時	令和８年９月９日（水）　午前１０時００分		
開 会 場 所	西尾市役所　４１会議室		
開 会 時 間	午前１０時００分	閉 会 時 間	午前１０時４５分
教 育 長	稲垣　寿		
出 席 委 員	武内基亘　　藤井遼太郎　　石崎光子　　野田順子		
欠 席 委 員	－		
委員会出席者	教育部長　菅沼律哉、教育部次長兼図書館長　犬塚佐重喜、教育庶務課長　今泉 薫、学校教育課長　浅岡秀雄、学校教育課主幹　山﨑章宏、学校教育課主幹　江坂由紀、生涯学習課長兼生涯学習センター整備推進室長　澤 雅、文化財課長　林 知左子、交流共創部長　髙須清和、観光文化振興課長　蛭川洋行、スポーツ振興課長　宮嶋徹夫、教育庶務課課長補佐　平井 修、教育庶務課主査　水野文子		
議 題	１　教育長職務代理者の指名について ２　会議録署名委員の指名について ３　前回会議録の承認について ４　報告事項 （１）教育長報告 （２）教育部長報告 ５　議案審議 議案第 31 号　請願書の審査について【教育庶務課】 議案第 32 号　専決処分の承認（西尾市スポーツ推進委員の委嘱）について【スポーツ振興課】 ６　その他 （１）西尾市岩瀬文庫企画展「岩瀬文庫の洋学２　物産学への招待～集まれ！江戸・明治のくらしに役立つ産物～」の開催について【文化財課】 添付書類　　教育委員会名義使用１７件		

会　議　の　顛　末

教育長	開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会９月定例会を開会いたします。
教育長	本日は定例会傍聴の申し出が３名からありました。西尾市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴の許可をいたしましたのでご承知ください。 それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。
	１　教育長職務代理者の指名について
教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項の規定に基づき、令和８年１０月１日から、藤井遼太郎委員を教育長職務代理者として指名したいと思います。よろしくお願いいたします。
	２　会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、石崎委員、藤井委員　を指名します。
	３　前回会議録の承認
教育長	前回定例会及び臨時会の会議録については、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手　全員） 挙手全員であります。前回定例会及び臨時会の会議録については、原案どおり承認することにいたします。
	４　報告事項
教育長	（１）教育長報告 新学期が始まりました。今のところ夏季休業中や二学期の開始にあたって、児童生徒の大きな事故等の報告はなく、すこし胸を撫で下ろしています。先月には、中学生の主張大会、中学生議会と相次いで開催され、いずれにおいても、中学生の生き生きとした頼もしい姿が見られました。また、寺津地区で開かれた「市長と語る市政懇談会」では、中学生がアントレプレナーシップの取り組みについて、自分の考えを堂々と述べるとともに、市側に質問もしました。一つの快挙だと思います。このような児童生徒による力強い活動を各学校に期待しているところです。 本日は、新しい学習指導要領の方向性について報告いたします。全容が示されたわけではありませんので、現時点における情報をもとに述べさせていただきます。 本年度４月に、全国都市教育長協議会常任理事会のおりに、新しい学習指導要領の要点について、文科省初等中等教育局の担当から話を聞く機会がありました。そこでは、最近報道で取り上げられている時間割の裁量制度や中学校「情報」分野の新設、働き方改革を考慮したと思われる教員の研修時間の確保などが説明されました。その後も新しい学習指導要領について文科省の講話を聞く機会が２回ありましたが、いずれにおいても部活動の扱いや小学校で「情報」を総合の中に含める理由など、市教委や校長の関心の高い話題についての言及はありませんでした。特に私が大きな違和感をもったことは、取り上げられた要点の大半が学力について、その中でも理数系のいわゆるＳＴＥＭに偏重する傾向です。産業を支える人材育成の趣旨に弓を引くつもりはありませんが、現行学習指導要領の根幹として「知・徳・体」のバランスの取れた成長が掲げられており、それは不易と捉えられているのにもか

	かわらず、「知」の一部分だけが強調して述べられることにはどうしても首肯できません。 　これからの学校教育を見通した時、知識理解の授業の多くはＡＩが担うことになると考えられます。一方で、人間形成や非認知能力の育成は、教師が中心となって進めていくことになると思われます。この両輪が機能してこそ、理想とする人間像に迫ることができるはずです。また、自然科学は言うまでもなく、人文科学においても特定の能力の育成を目標とする学習は、ＧＩＧＡスクールによる効率化と個別最適化に馴染みやすく、それに対して、芸術や道徳、学校行事や特別活動等は、今後、教師に最も期待される領域となるでしょう。ＡＩを活用した知識理解の学習に場所の制約はありません。実際、今でも高校入試の当日点を獲得するだけなら、登校せずとも塾や家庭学習だけでも可能と言わざるを得ません。このように考えると、近未来の学校の最重要な役割は、集団生活のなかでこそ育むことのできる力や心を見据えて、教育活動を展開することにあります。この点を勘案せずに進める教育施策は、百年の計を危うくするものと言わざるを得ないと思っています。
教育長	続きまして（２）教育部長報告をお願いします。
教育部長	（２）教育部長報告 　私からは、現在会期中の西尾市議会９月定例会について３点ご報告させていただきます。 　１点目は、教育委員会委員の任命の同意についてです。 　お手元に議案の写しを配付しましたので、ご覧ください。 　定例会初日の８月２８日に、武内基亘委員の任期が９月末で満了となることに伴い、佐々木真哉氏を任命したいとして議案を提出し、議員全員の賛成により、佐々木真哉氏の任命が同意されました。 　任期は、令和８年１０月１日から令和１２年９月３０日までの４年間となります。 　２点目は、一般質問についてです。 　８月３１日から９月２日まで２１人の議員により行われ、教育委員会関係では、６人の議員から８議題について質問がございました。教育委員会関係分の主なものをご報告いたします。 　大塚久美子議員から、「不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実について、児童生徒や保護者からの相談ニーズに対応するため、スクールカウンセラー等の人員や配置時間を増やす考えは」という趣旨の質問をいただきました。 　これに対し、「独自に採用するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、現在１２人配置しており、第８次西尾市総合計画で令和１４年度に１５人とする目標を掲げている。相談状況や学校の実情を踏まえながら、計画に沿って段階的に配置の充実を図っていく。」との趣旨の答弁を申し上げました。 　また、石川まゆみ議員から、「学校給食の提供方式について、保護者説明会を終えて、基本方針策定に向けどのように進めるか」との趣旨の質問をいただきました。 　これに対し、「今月、自校方式の保護者を対象に給食センターで試食会を開催する。そこでいただくご意見も参考とし、今年度中の基本方針策定を目標に進めていく。」との趣旨の答弁を申し上げました。 　そして、最後に補正予算につきましては、教育委員会関係分として、学校教育活動の充実のための指定寄附金を活用した、学校経営交付金の追加などについて、昨

	日の予算決算委員会文教交流分科会で審査が行われ、９月１８日の本会議最終日で採決される予定です。 　私からは以上です。
教育長	日程４を終わります。 　日程５、議案審議を議題とします。議案第３１号　請願書の審査について、提案理由の説明をお願いします。
教育庶務課長	ただいま議題となりました、議案第３１号　請願書の審査について、提案理由をご説明申し上げます。資料１ページをご覧ください。 　提案理由でございますが、去る令和８年６月２９日付けで西尾市教育委員会教育長宛、平山良平氏から請願書の提出がありましたので、請願書の内容について審査をお願いするものでございます。 　２ページ及び３ページに請願書の写しを添付させていただいておりますのでご覧ください。 　請願内容につきましては、３ページ下段の「２　請願項目」の欄に記載のとおり、「３２年前のように、茶摘みの収穫量に応じて、学年ごとに同一の金額を小中学生に給付すること。」を求めるものでございます。 　なお、請願書の提出者である、平山良平氏から意見陳述申出書の提出があり、この後、本人から請願趣旨等についてご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。 　以上、議案第３１号の説明とさせていただきます。 　よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。今回、請願者から意見陳述を行いたい旨の申し出があり、西尾市教育委員会会議規則に基づき、これを許可しましたので、ご承知ください。意見陳述人は、発言席へ移動をお願いします。
意見陳述人	（発言席へ移動）
教育長	意見陳述人へ申し上げます。会議の円滑な運営を図るため、意見陳述は５分以内で行ってください。時間を超過した場合は、終了とさせていただきます。 　また、発言については、「意見陳述」及び「委員からの質疑に対する答弁」のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 　それでは、意見陳述を始めてください。
意見陳述人 （平山　良平）	資料は２ページ、３ページにあります。西尾市の茶摘みは、小学校は西町小学校、あと中学校は５校やっていますけれども、現在においては、中学生にこの茶摘みの料金が支払われておりません。私は、今現在、町内会長と民生委員をやっています。民生委員の会合で、７０歳以上の人もいますので、皆さんに中学生の時に茶摘みをやったか尋ねると、「やった。」お金をもらいましたかと尋ねると、「もらった。」と言うんですね。現在の７０歳から８０歳くらいの元中学生の皆さんはお金をもらっているんです。 　しかし、現在はもらってない。私には息子が３人いまして、校区は西尾中学校ですが、西尾の教育についてちょっと疑義があったため、彼らが中学校に在籍している都合７年間、ＰＴＡ総会において、この西尾の教育、最初の年は特に部活動が強制のごとくされていたんですね。それで私は、この西尾中学校で部活動が強制されているような雰囲気で運営されているけれども、校長に「部活動が強制される法的

	根拠があるのか」、聞きました。その後に、ある父親が「私の娘が卓球をやっており、朝早くから学校へ行き、夜遅く帰ってくる。土曜も日曜も部活動があり、親子の対話の時間がない」ということを発言されました。その時に保護者席から多くの拍手があったんですね。それほど部活動が子供や親に負担をかけているということなんです。そういう様々なことで私は都合７回、西尾中学校のＰＴＡ総会に参加し発言をしてきました。そういう父親を見て、私の一番下の息子が中学３年の時に、お父さんお金が欲しいって言うんですね。何のお金だと言ったら、茶摘みがあったからお金が欲しいと言うんです。そこで、これは父親の出番ということで当時の渡辺教育長さんと何回も懇談しまして、最終的には西尾中学校３年生は１人当たり3,300円、２年生は2,400円、１年生は1,500円現金が渡されました。 　その後、私は保護者でなくなりましたが、今年１月、民生委員になっていることから、中学生を捕まえて、今茶摘みでお金もらっているか尋ねたところ、「もらってない。」「茶摘みをさせてもらっている。」と言われます。茶摘みをさせてもらっているから、お金なんか要求すべきことではないというふう中学生たちは考えているんです。１月から市教育委員会の茶摘み担当と話をする機会がありましたが、去年の茶摘み担当も、今年の茶摘み担当も「中学生は茶摘みをさせてもらっている。」という説明をするんですね。西尾の中学生が茶摘みに来る茶園さんは、結果として私のところで茶摘みをした、その茶摘み量に応じて茶摘みのお金を、茶業組合を通じて各中学校に渡しているんですね。つまり茶業組合、あるいは茶摘み茶園さんはちゃんと払うべきものを払っているんです。だけれども、西尾市の教育委員会、茶摘み担当は、それは学校に寄附されたものだから学校で使ってくださいというような形で使わせているんですね。子どもが茶摘みをすることによって寄附金が学校に届いている。だから茶摘みをしない中学校とか、吉良中学校、一色中学校は当然寄附金がないんですよね。この寄附金というのは子どもが茶摘みをしたことによって得たものです。それを子どもの了解もなしに、勝手に学校が使っている。とっても問題ですよね。５０年、６０年前は、その子どもたちが、中学生たちがお金をもらっている。３０年前、私の中学３年生の息子がもらっている・・・。
教育長	意見陳述人、５分を経過しましたので、意見陳述を終えてください。
教育長	ありがとうございました。これをもちまして、意見陳述を終了します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
藤井委員	現在、茶摘みを行っている学校の総数と学校名を教えてください。また、寄附金の額を教えていください。
学校教育課長	茶摘みを行っている学校は、西野町小学校、西尾中、鶴城中、平坂中、寺津中、福地中、東部中で、小学校は１校、中学校は旧西尾市内の６校です。寄附金の金額につきましては、３２２万７千円でした。
石崎委員	寄附金はどのように各学校に配分をされていますか。また、寄附金は学校でどのような使い方をされているのか教えてください。
学校教育課長	配分につきましては、参加した学校の生徒数で均等割りをして、学校経営交付金として配分をしております。使い方につきましては、各学校の裁量で使えるようにはなっているのですが、部活動だとか学校行事などの教育活動の充実に充てているというところです。
武内委員	平山さんが言われるように、その当時は現金を欲しいという生徒がいらっしゃっ

	たみたいですが、今現在、本当に保護者や児童生徒からそのような声が出ているのか確認させてください。また、この請願・意見陳述についての市教育委員会の見解を教えていただきたい。
学校教育課長	現状、子どもや保護者から、現金をという声は、こちらに届いておりません。 見解につきましては、教育委員会としましては、「茶摘み体験の寄附金については、労働の対価ではなく、教育活動への支援であり、学校で行われている職場体験活動など他の体験活動も含めて、個人への給付はなじまない」と考えております。
野田委員	子どもたちが頑張っています。寄附金が学校に届いているという事実や、例えば保護者の方も含めてですが、それがどのように使われているのか情報として共有されていますか。
学校教育課長	使い道については、例えばＰＴＡ総会だとか保護者の方たちが集まるところで、いただいたお金をこのように使っていますという報告をしているというふうに聞いています。授業として行われた活動に対して、茶業組合のご厚意によって教育活動の充実をというふうな意向で寄附していただいていますので、そういった形で報告させていただいております。
教育長	ほかに質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。意見陳述人は、傍聴席にお戻りください。
意見陳述人	（傍聴席に移動）
教育長	続きまして、請願書に対するご意見がありましたら、お願いします。
武内委員	請願書の提出者の平山さんの文章を拝見させていただきました。そして、先ほど質疑の中で現在、保護者や生徒からそのような声がないということも垣間見て、私は個人の給付としては、他の体験活動も同様に考える必要があり、他にいろんな形の体験活動があるため、これは「不採択」が妥当であると考えます。
野田委員	平山さんご自身が子どもたちのことを想ってくださっていることはすごく感じますが、私自身が子どもだった頃と、今とでは本当に社会情勢がすごく違っていて、昔できたことが今できないとか、新しいことが当たり前になっているというのは、日々、子どもと学校との関係で感じているところです。 そういった中で、現金の扱いっていうのが、今すごく学校の中でも減っていると思います。トラブルの元になり易いことから、部活の備品も PayPay で買ったり、直接、子どもがお金を触らない方が安全だという判断でいろんなことがされています。 また、現金給付とした場合に、不登校の生徒だったりとかに届けるために、先生方のご負担が増えることを思うと、私自身は、学校全体として全員に対して何か長く使える備品を購入するとか、設備を直すだったりとか、そういったことに使われる方が、より全員にとって公平な配分ではないかと思いますので、私自身は現金の給付というのはかえってリスクが大きいと思いますので、「不採択」がふさわしいと思います。
教育長	他にご意見もないようですので、これより議案第３１号 を採決します。 ご意見としては、いくつかの理由から不採択とすべきとのご意見がありました。本請願については、不採択とすることに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手　全員）

	挙手全員であります。本請願については、「不採択」といたします。
教育長	議案第３２号　専決処分の承認（西尾市スポーツ推進委員の委嘱）について、提案理由の説明をお願いします。
スポーツ振興課長	ただ今議題となりました、議案第３２号　専決処分の承認（西尾市スポーツ推進委員の委嘱）について、提案理由をご説明申し上げます。 資料５ページをご覧ください。 今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市スポーツ推進委員の委嘱でございます。この委員は、スポーツ基本法第３２条の規定により教育委員会が委嘱することになっております。 スポーツ推進委員の任期は、２年任期であり次回改正年度は令和９年度となりますが、スポーツ推進委員に欠員が生じたため、令和８年９月１日付けで今回２名を委嘱いたしました。 委員の委嘱につきましては、令和９年４月１日に教育長に対する事務委任規則第３条の規定により処理いたしました。 また、第４条の規定により、遅滞なく教育委員会の会議において承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。 なお、この２名の方の任期は、令和８年９月１日から令和９年３月３１日までの７ヶ月でございます。 以上、議案第３２号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
藤井委員	途中からの任期だと思いますが、現在いる委員の総数と、男女の割合を教えてください。
スポーツ振興課長	現在の定数が７２人で、その内５８人は今委嘱が済んでおり、今回の専決を持って６０人になります。男女の割合につきましては、概ね半々ぐらいで、特にどちらかに偏っているということはなく、女性の方も積極的に活躍いただいているところでございます。
野田委員	スポーツ推進委員の主な役割を教えてください。
スポーツ振興課長	スポーツ推進員につきましては、年間通して、各中学校区で、夜間、小学校の体育館などを利用してニュースポーツに取り組んでいます。本格的なスポーツというより楽しみながらできるスポーツの普及や運動の習慣化など、市民に対して提供しております。また、ウォーキングイベントなどを八ツ面や茶臼山などで開催したり、お年寄りの運動を普及するための出前講座を行ったり、地域に根ざしたスポーツ振興活動をしてもらっております。
教育長	他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第３２号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手　全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	日程５を終わります。 日程６、その他を議題とします。（１）西尾市岩瀬文庫企画展「岩瀬文庫の洋学

	２　物産学への招待～　集まれ！江戸・明治のくらしに役立つ産物～」の開催について、説明をお願いします。
文化財課長	資料６ページ、その他議題（１）資料及びちらしをご覧ください。 岩瀬文庫では、企画展「岩瀬文庫の洋学２　物産学への招待～集まれ！江戸・明治のくらしに役立つ産物～」を１１月２９日まで開催しています。 「物産学」とは、各地の動植物や鉱物、といった産物を研究し、日々のくらしに役立てることを目的とした学問です。江戸時代から明治時代にかけて、国内産業の振興に力を入れた結果、日本各地の特産物の調査や、動植物の栽培・養殖などが盛んになりました。人びとの関心も高まり、各地の産物をまとめた「産物帳」の作成や、「物産会」や「博覧会」などの展示会が開催されるなど、物産学は全国的な広がりを見せました。 この物産学の発展を支えた基盤のひとつに「洋学」があります。洋学とは、当時、西洋から日本にもたらされた学問や文化のことです。鎖国以前は「蘭学」と呼ばれ、こちらの方が馴染みがあるかもしれません。今年はシーボルトがオランダ商館医として江戸参府随行してから２００年の節目にあたり、洋学への注目が高まっています。そこで本展は、洋学を専門的に研究している洋学史学会の全面協力のもと、岩瀬文庫の蔵書を通して、西洋の知識と融合した日本の物産学のあゆみをたどるとともに、当時の人びとの産物へのまなざしに迫ります。 会期中には展示解説や体験講座などを開催します。また、１１月７日には洋学史学会会員による展示解説と、研究成果を発表する大会が岩瀬文庫で開催されます。専門家から直接解説を聞き、研究の最先端をのぞくことができる貴重な機会です。 皆さまのお越しを心よりお待ちしております。 以上、その他議題（１）の説明とさせていただきます。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問もないようですので、日程６を終わります。教育委員会名義使用として１７件が提出されております。確認をお願します。
野田委員	１２ページ、「子どものお金の学校協会」ですが、大分県が所在地で、代表者の方が豊橋市で、調べてみるとホームページも何もないです。一般社団法人を名乗られていて、団体のホームページもないところが、少し気になりました。何か団体に関する情報やチラシの原案などがあるといいと思いました。
教育庶務課長	こちらがチラシになりますが、「子どもと家族の未来を守るこれからのお金の備え方講座」ということで、昨年度も同様の後援申請があり、後援しております。
藤井委員	後援を承認した後、実際に現地に行ったりとか、何らかの確認をされたことはありますか。
教育庶務課長	収支報告書等は提出してもらいますが、現地まで行って実際に確認したことはありません。
藤井委員	他の体験会ですが、参加者から実際に勧誘された話を聞いたことがありますので、何らかの対策を検討する必要があると思います。
教育庶務課長	確認の仕方など、今後検討していきたいと思います。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

教育長	次回は令和８年１０月１４日水曜日 午後４時００分から、西尾市役所 ４１会議室で予定されています。ご予定いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会９月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。